治準企第二百八号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知」及び「平成五年度臨時財政特例債に対する枠配分額の決定について（第三次配分）（平成六年三月四日付自治準企第八十五号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「平成二十五年度までの各年度の」を「平成二十六年度までの各年度の」に改め、同号1中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十八号中「平成十五年度減税補填債（恒久的減税分）」を「平成十五年度減税補填債（恒久的減税分）」に改め、「（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び同項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）」を加え、同号を同表第四十九号とし、同表第五十一号1中「東日本大震災全国緊急防災施策等に」を「東日本大震災全国緊急防災施策等に」に改め、「平成二十四年総務省告示第三百八十二号により、緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十四年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。」を削り、「及び平成二十五年度」を「、平成二十五年度」に改め、「平成二十五年総務省告示第二百四十八号により、全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十五年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。」を削り、「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等」という。）」を「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）及び平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）」に改め、同号を同表第五十号とし、同条第三項中「第一項の表中十二から二十六」を「第一項の表第十二号から第二十六号」に改める。

第七条第一項の表都道府県の項第二号中「高等専門学校及び大学の学生の数」を「1　高等専門学校及び大学の学生の数」に、「私立の学校の幼児、児童及び生徒の数」を「2　私立の学校の幼児、児童及び生徒の数」に改め、「幼稚園」の下に「新制度移行私立幼稚園を除く。」を加え、同項第四号中「昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」を「1　昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」に、「平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額」を「2　平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額」に改め、同号に次のように加える。

(15)　平成二十六年度補正予算債

ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十六年度都道府県六十・〇％分」という。）

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十六年度都道府県五十・〇％分」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第五号中「平成五年度から平成二十五年度」を「平成六年度から平成二十六年度」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(21)までを一ずつ繰り上げ、同号に次のように加える。

(21)　平成二十六年度減収補填債

第七条第一項の表都道府県の項第六号中「平成五年度から」を「平成六年度から」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同項第七号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(21)　平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十六年度財源対策債」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第八号(9)及び(10)中「（恒久的減税分）」を削り、同号中(11)を削り、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、同項第十号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(14)　平成二十六年度臨時財政対策債

第七条第一項の表都道府県の項第十一号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「東日本大震災全国緊急防災施策等に」を「東日本大震災全国緊急防災施策等に」に改め、同号(3)中「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」を「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策債」に改め、同号に次のように加える。

(4)　平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債

ア　全国防災事業債分

イ　緊急防災・減災事業債分

第七条第一項の表市町村の項第三号中「教職員数」を「1　教職員数」に、「生徒数」を「2　生徒数」に改め、同項第六号中「昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」を「1　昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」に、「平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額」を「2　平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額」に改め、同号に次のように加える。

(15)　平成二十六年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るもの（以下「平成二十六年度市町村五十・〇％分」という。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ア)　平成二十六年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十六年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　平成二十六年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第七号中「平成五年度から平成二十五年度」を「平成六年度から平成二十六年度」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(21)までを一ずつ繰り上げ、同号に次のように加える。